

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	河川区域内における土地の掘削等の許可	
根拠法令・条項	河川法第27条	
所 管 課	土木 部	河川水路 課
審 査 基 準	<p>以下の基準に該当すること。</p> <p>①河川の自由使用を妨げないと認められること。</p> <p>②治水上支障がないと認められること。</p> <p>③その構造は、技術基準（「河川管理施設等構造令」（昭和51年7月20日政令第199号）、「<u>堺市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例</u>」（平成24年12月14日条例第72号）、「<u>工作物設置許可基準</u>」（平成6年9月22日建河治発第72号）に合致しており、既存の河川管理施設の損傷や流水阻害の恐れがないこと。</p> <p>④これらを満たす場合であっても、耕作地の設置は認めない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	土地の掘削等の許可申請受付から14日間
	標準処理期間を設定できない理由	